

～ 「小児かかりつけ医」は、登録が必要です ～

2016年度から「こどもにかかりつけ医をもちましょう」という国の制度が始まっています。

「小児かかりつけ医制度」とは、病気の診療だけではなく予防接種や健診などを通してお子さんの健康を「かかりつけ医」と守っていきましょう！という取り組みです。

「かかりつけ医」とは病気などのとき、はじめに相談する一番身近な医師のことです。

☑ 「小児かかりつけ診療料」制度は、登録されたお子さんに対し

- 急な病気・体調不良のとき、かかりつけ医として診療を行います。
- ぜんそく・アトピー性皮膚炎・花粉症状など、慢性疾患の診察・管理を行います。
- 発達段階に応じた助言や指導、健康相談・栄養相談をお受けします。
- 予防接種の接種歴、健診の受診歴を確認し、接種の案内・指導を行います。
- 必要に応じ、連携した専門の医療機関への紹介をいたします。
- 診察時間内の電話によるお問い合わせに常時対応いたします。

※これらは、すでに全ての患者さんに行っています。

当院で「小児かかりつけ医」登録した場合のいちばんのあんしんポイントは「**夜間・休日の緊急時（診察時間外の時）に電話などによるお問合せに対応します**」です。

☑ 「小児かかりつけ医」に登録できるお子さん

- 当院を継続して受診されている6歳未満のお子さんが対象です。
※ 登録には「小児かかりつけ医登録」に関する同意書に署名が必要です。
- 登録できるのは、**ひとつの医療機関だけ**です。複数は登録できません
※ 当院で登録をされた方で他のクリニックに変更したい場合はお気軽にお知らせください
※ 他院からの変更も可能です。その場合は登録されたクリニックにて解除手続きが必要です

○ 6歳以上のお子さまについて ○

「小児かかりつけ医」の登録はできませんが「かかりつけ医」としていままでどおり診察はもちろんのこと健康状態や発達・予防接種の確認などさまざまなご相談やお悩みに対応いたします。

いつでもご相談ください。

☑ 「かかりつけ医」に登録された場合のデメリット

- お子さん、親御さんのデメリットはとくにありません。特別な支払いもありません
※ 診療報酬明細書の記載（保険点数）が変わりますが、窓口でのお支払いはいままです

☑ 「小児かかりつけ医」登録されたお子さんへのお願い

～他の医療機関を受診された場合～

- 次に当院を受診したときにその旨をお知らせください
- 飲んだお薬の確認も必要ですので お薬手帳もお見せください
- 予防接種や健診も定期的に確認します。母子手帳をお見せください



お問合せ ▶▶▶ 中山医院 0545-52-0265